

神戸食肉輸出コンソーシアム輸出推進事業 PR 活動

委託事業者募集要領

1. 業務の名称

台湾市場向け神戸牛を含む国産和牛肉の輸出拡大に向けた PR 活動業務（委託）

2. 業務目的等

神戸市中央卸売市場西部市場を経由した神戸牛を含む国産和牛肉の台湾向け輸出拡大を目的とした効果的なプロモーションを実施する。（委託）

3. 業務内容

(1) 日本産和牛肉フェア（仮称）などの PR 活動の開催【金 6, 800 千円】

台湾の現地顧客への国産和牛肉の美味しさや魅力、産地や農場の特色、神戸食肉輸出コンソーシアム（以下、コンソーシアム）、食肉センターの徹底した衛生管理、施設設備や取組みなどの認知度向上が、台湾における消費量増大につながると考え、それらを伝えるような内容の日本産和牛肉フェア（仮称）を行う。対象は台湾の牛肉取扱い外食店や量販店とし、和牛肉を調理し試食も実施、その美味しさを体験してもらう。

(2) 台湾の国産和牛肉取扱い顧客の日本招聘 PR 活動【3, 000 千円】

台湾での当コンソーシアムから輸出される国産和牛肉の取扱い窓口となる顧客等に、当コンソーシアムの取扱い牛肉や産地そして和牛肉に適した牛肉食文化を理解してもらうことが、長期的な台湾向け輸出拡大へ大きな効果を有する。

主要な顧客を日本に招聘し、関係各所で効果的な PR 活動を実施する。

(3) プロモーション動画と宣材物の作成【金 5, 900 千円】

台湾での牛肉フェアや各種 PR 活動で使用する PR 動画や、ポスター、リーフレット、PR グッズ（のぼりなど）のデザイン・作成をする。

(4) その他 PR（自由提案）【300 千円】

4. 委託予定期間

契約締結の日から令和 6 年 2 月 29 日（木）まで

5. 委託金額の上限額

金 16, 000 千円

（消費税及び地方消費税を含む。業務終了後の請求書に基づき支払い。）

6. 応募資格

応募にあたっては、下記要件をすべて満たすこと。

- (1) 連絡体制が整い、迅速なやりとりが可能であること。
- (2) 代表者および役員に破産者および禁固以上の刑に処されている者がいる企業等でないこと。
- (3) 会社更生法および民事再生法等による手続きをしている企業等でないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げる暴力団およびその利益となる活動を行う企業等でないこと。
- (5) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (6) 神戸市から指名停止措置等を受けている企業等でないこと。
- (7) 本業務の遂行に係る関係者等との連絡、調整、打合せ等を円滑に行い得る能力を有していること。
- (8) 神戸市における請負および委託契約の業務について、これまで契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。
- (9) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (10) 6 か月以内に不渡手形または不渡小切手を出していないこと。
- (11) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (12) 過去 3 年以内に多言語での動画・観光パンフレット・ポスター作成の実績があること。

7. スケジュール（予定）

- 令和 5 年 10 月 10 日（火） 神戸中央畜産(株)ホームページ上で募集要領公開、公募開始
令和 5 年 10 月 10 日（火）～ 令和 5 年 10 月 13 日（金） 17 時 質問受付
令和 5 年 10 月 18 日（水） 質問に対する回答
令和 5 年 10 月 20 日（金） 17 時 応募書類提出締切
令和 5 年 10 月 25 日（水） 14 時～応募者によるプレゼンテーション
（以降、審査手続）
令和 5 年 10 月下旬 契約締結候補者決定、候補者との打ち合わせ、契約締結
令和 5 年 11 月上旬 業務開始
令和 6 年 2 月 29 日（木）業務終了（報告書の提出、委託料清算）

8. 応募方法等

- (1) 募集要領について
 - ① 募集要領等の公表、各書類の交付
令和 5 年 10 月 10 日（火） から
神戸中央畜産荷受(株)ホームページ
※郵送による交付は行わない。
- (2) 質問及び回答
 - ① 質問がある場合は、質問書（様式 1）に必要事項を記載し、令和 5 年 10 月 17 日

(金) 17 時まで E メール (「11. 問い合わせ先」参照) にて送付すること。

- ② すべての質問内容と回答内容については、令和5年10月18日(水)17時を目途に、本要領を掲載した神戸中央畜産荷受(株)ホームページサイトに掲載する。

(3) 提出書類

- ① 事業企画提案書提出書 (様式 2)

- ② 企画提案書 6 部

企画提案書の書式は A4 版 (様式自由) とし、タイトルは「神戸食肉コンソーシアム輸出推進事業 PR 活動事業」とすること。

また、企画提案書は、以下に基づき作成すること。

ア 制作方針 (企画コンセプト・デザインの方向性・キャッチフレーズの提案等)

イ 日本産和牛肉フェア (仮称のコンセプトと概要)

ウ 台湾の国産和牛肉取り扱い顧客の日本招聘のコンセプトと概要

エ 動画制作と宣材物の作成 (絵コンテ又は写真コンテ (構成がわかる資料))

オ その他 PR 活動に関する提案

カ 過去 3 年以内の PR 活動の実績 (閲覧可能な URL の提示)・作成動画・宣材物の実績

キ 会社概要 6 部 (法人名、代表者、業務内容、組織体制等)

ク 仕様書に基づく業務の具体的な実施内容及び実施スケジュール

ケ 本業務実施に係る人員体制及び役割 (責任者も明記のこと)

コ その他、特筆すべき事項

- ④ 過去 3 年以内の制作実績 (実物)

・制作動画 DVD 1 部 (URL 提示が可能な場合は不要)

・制作宣材物

- ⑤ 見積書

・見積書には積算根拠を示した内訳書を添付すること。

・企画提案書とは別資料で提出すること。

(4) 提出方法

持参もしくは郵送 (書留郵便で期限内必着) で担当 (「11. 問い合わせ先」参照) に 6 部提出すること。(持参の場合の受付時間: 平日 9 時~17 時)

(5) 提出期限

令和5年10月20日(金)

(6) 応募に関する留意事項

・企画提案書の作成、提出等に要する費用は、すべて提案者の負担とする。

・企画提案書等、すべての提出書類は返却しない。なお、これらの書類は、当事業の委託先の選考に関する目的以外には使用しない。

・応募書類の提出後の差し替えは認めない (但し、当コンソーシアムが補正等を求める場合は除く)。

・提出期間に到着しなかった応募書類については、無効とする。

- ・企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出するものとする。
- ・提出された資料に記載される個人情報については、本選考に関する目的以外では使用しない。

9. 委託先の選定方法

(1) 審査方法

受託候補者の選定は、下記の評価項目に基づき提出書類及び、応募者によるプレゼンテーションにより審査を行う。なお、プレゼンテーションの際は、業務執行責任者が説明すること。

審査内容にかかる質問や異議は一切受け付けない。なお、応募者が1者の場合であっても当該審査は実施することとし、審査における最低基準（総評価点の6割）以上の評価点を得た場合は、その応募者を受託候補者として選定する。

仕様書に基づく主な評価項目は以下の通りとする。

- ① 企画全体の内容・コンセプト・デザイン・・・・・・・・・・・・・・・・・・【50点】
- ② 業務遂行の確実性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【30点】
(業務体制（翻訳体制含む）、制作スケジュール、過去の実績等)
- ③ 価格の妥当性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【20点】

※以下事項に該当する場合は、審査の対象外となる。

- ・見積金額が予算限度額を超えているもの。
- ・提出書類に虚偽の記載をしたもの。
- ・提出期限内に所定の書類を提出しなかったもの。
- ・参加資格要件を満たしていないことが判明したもの。

(2) ヒアリング

必要と判断した場合には、応募者に電話や電子メール等でのヒアリングを行う場合がある。また、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、令和5年10月下旬に企画提案書提出の全事業者に対し、書面にて通知する。ただし、選定理由等についての問い合わせには応じない。

(4) 契約

審査により決定した受託候補者と、5で定めた予算の範囲内で契約を締結する。契約は当局と受託候補者が細部について協議したうえで締結するが、契約交渉の際に「6. 応募資格」に示す資格を確認し、資格が確認できなかった者とは契約締結しないものとする。受託候補者との契約が成立しなかった場合は、改めて次点の提案者と契約交渉を行う。なお、契約交渉の後、契約予定者が契約までに「6. 応募資格」に示す資格を1つでも満たさなくなった場合は、改めて次点の提案者と契約交渉を行う。

受託候補者とは、契約締結協議を行うこととし、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内の内容の変更の協議を行うことがある。

10. その他

- (1) 採用確定後、細やかな作業日程や作業場の留意点、デザイン等について、コンソーシアムと十分に打ち合わせを行い、速やかに的確な対応をすること。
- (2) その他、上記以外の事項については、コンソーシアムと協議のうえ決定すること。
- (3) 提出後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の参加は無効とする。

11. 問い合わせ先（提出先）

事務局：神戸食肉輸出コンソーシアム事務局（神戸中央畜産荷受株式会社内）

担 当：森谷・井高

住 所：〒653-0032 神戸市長田区苅藻通7-1-20

電 話：(078)652-1162